基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

〇厚生労働省告示第二百七十号

診療報 陋  $\mathcal{O}$ 算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第 五十九号) *(*) 規定に基づき、 基本診立 療 料  $\mathcal{O}$ 施設

基準等 平 成二十年厚生労働省告示第六十二号)の一部を次の表のように改正 Ļ 令和四. 年 十月 日

から適用する。

令和四年九月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後

## 改 正 前

#### 第一 届出の運剽

正に届出を行わなければならないこと。。)は、第二から第十の二までに規定する施設基準に従い、適十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ、保険医療機関(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六

### 1 ( )

変更は無効であること。 規定する施設基準に適合しない場合には、当該届出又は届出の三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から<u>第十の二</u>までに

回 (容)

第三初・再診料の施設基準等

一~三の五 (略)

三の六 三条

三の七 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準

- る電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。る省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定す「「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関す
- う体制を有していること。関康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行

第一 届出の通訊

届出を行わなければならないこと。。)は、第二から第十までに規定する施設基準に従い、適正に十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ一、保険医療機関(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六

1) (盤)

は無効であること。する施設基準に適合しない場合には、当該届出又は届出の変更三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から<u>第十</u>までに規定

回 (容)

第三 初・再診科の施設基準等

一~三の五 (路)

- - る電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。る省今(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定す「陳養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関す

  - やすい場所に掲示していること。 ②の体制に関する事項について、当該保険医療機関の見

(整設)

掲示していること。て、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等にの十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについ

□~十 ( ( ( と )

第八 入院基本料等加算の施設基準等

| ~|||十|||6||日 (路)

三十五の五 データ提出加算の施設基準

① データ提出加算 1及び3の施設基準

すものであること。 っては、本文の規定にかかわらず、七の①又は② を満た病棟入院料を除く。)のみの届出を行う保険医療機関にあ保険医療機関であること。ただし、特定入院料(特定一般イ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている

口 (器)

② データ提出加算2及び4の施設基準

すものであること。っては、本文の規定にかかわらず、七の①又は②を満たっては、本文の規定にかかわらず、七の①又は②を満た病棟入院料を除く。)のみの届出を行う保険医療機関にあること。ただし、特定入院料(特定一般イ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている

口 (器)

(盤)

三十五の六~三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

(盤)

二 教命教急入院料の施設基準等

(器) (8) (2)

施設基準() 教命教急入院料の注めに規定する厚生労働大臣が定める

□~十1 (器)

第八 入院基本科等加算の施設基準等

1~111十五の51 (路)

三十五の五 データ提出加算の施設基準

① データ提出加算 1及び3の施設基準

ること。 文の規定にかかわらず、七の①又は②を満たすものであばその両方のみの届出を行う保険医療機関にあっては、本ョン病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又保険医療機関であること。ただし、回復期リハビリテーシイ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている

口 (器)

② データ提出加算 2及び4の 施設基準

なった。 文の規定にかかわらず、七の①又は②を満たすものであばその両方のみの届出を行う保険医療機関にあっては、本ョン病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又保険医療機関であること。ただし、回復期リハビリテーツイ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている

口 (器)

(盤)

三二十五の六~三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

(盤)

二 教命救急入院料の施設基準等

(公) (金)

施設基準 ⑤ 救命救急入院料の注⊗に規定する厚生労働大臣が定める ~ (器)

届出を行っている保険医療機関であること。ビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係るロ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ

②· ① (盤)

11] (盤)

四 ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

(器)

労働大室が定める施設基準③ ハイケアユニット入院医療管理料の注3に規定する厚生

~ (魯)

届出を行っている保険医療機関であること。ビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係るロ ○大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ

④ (磊)

五 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

①~② (器)

生労働大臣が定める施設基準() 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注3に規定する厚

~ (盤)

届出を行っている保険医療機関であること。 ビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係るロ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ

(盤)

五の二 小児特定集中治療室管理料の施設基準

(公) (金)

臣が定める施設基準の 小児特定集中治療室管理料の注3に規定する厚生労働大

~ (盤)

ビリテーション科又は呼吸器リハビリテーション科に係るロ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ

~ (器)

っている保険医療機関であること。 ーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行 ロ 心大血管リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテ

(盤) (室・三 (室)

111 (24)

四 ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

(金) (金)

労働大臣が定める施設基準( ハイケアユニット入院医療管理料の注3に規定する厚生

~ (盤)

を行っている保険医療機関であること。 テーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出口 心大血管リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリ

④ (魯)

五 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

①~② (器)

生労働大臣が定める施設基準() 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注3に規定する厚

~ (盤)

を行っている保険医療機関であること。 テーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出口 <u>心大血管リハビリテーション</u>料、脳血管疾患等リハビリ

(盤)

五の二 小児特定集中治療室管理料の施設基準

(公) (金)

臣が定める施設基準 ⑥ 小児特定集中治療室管理料の注3に規定する厚生労働大

~ (盤)

テーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出口 心大血管リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリ

届出を行っている保険医療機関であること。

(盤)

**代~11十1 (器)** 

無十 (器)

第十の二 看護職員処遇改善評価料の施設基準

- ✓ 次のいずれかに該当すること。

  - き十分な体制が整備されている保険医療機関であること。される救命救急センターその他の急性期医療を提供するにつり 都道府県が定める教急医療に関する計画に基づいて運営
- | ろこと。 | )の数を入院患者の数で除して得た数をいう。)を算出してい、財産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員等」という。| こえれぞれの評価料に対応する数(当該保険医療機関の保健師
- いて、定期的に地方厚生局長等に報告すること。回 前号の計画に基づく看護職員等の処遇の改善に係る状況につ

### 第十一 経過措置

| ~| |十| (魯)

は<u>®の三</u>に該当するものとみなす。同年九月三十日までの間に限り、第九の十一の二の ④の二又病床数が二百床以上四百床未満のものに限る。)については、院料に係る届出を行っている病棟を有する保険医療機関(許可二十二 令和四年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入

1 | 十 | 1 | 一 ( ) ( ) ( )

を行っている保険医療機関であること。

(盤)

**代~11十1 (器)** 

無十 (器)

(整設)

# 第十一 経過措置

| ~| |十| (盤)

は、⊗のホに該当するものとみなす。同年九月三十日までの間に限り、第九の十一の二の ④のニ又病床数が二百床以上四百床未満のものに限る。) については、院料に係る届出を行っている病棟を有する保険医療機関(許可二十二 令和四年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入

1 | 十 | 1 | 一 ( と )